

「ニッポンハムグループ環境方針」に従って、企業活動のあらゆる面で継続的に環境保全に取り組みます。自然の恵みに感謝し、持続可能な社会の実現に向けて、環境と調和の取れた企業活動を目指し、一人ひとりが自分の職場で実践します。

1. 環境に配慮した商品・サービスの開発とグリーン購入の推進

私たちは、環境に配慮した商品・サービスの開発に^{つと}努めるとともに、購入する場合も環境に配慮したものを選びます。

- 安全性・品質を第一に考えながら、包装資材の軽量化、包装形態の簡素化、環境配慮型素材の使用などに取り組みます。
- 原材料の調達や事務用品・紙類などの購入についても、環境への負荷ができるだけ小さいものを選ぶグリーン購入をすすめます。



社会や企業の持続的な発展は、環境保全との両立無くしてはありえません。限りある資源を大切に利用し、環境への負荷を少しでも減らすためには、日常の業務を継続的に改善していくことが必要です。一人ひとりの取り組みの積み重ねが地球規模の環境保全につながります。

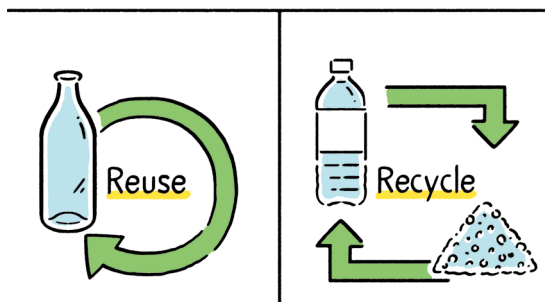
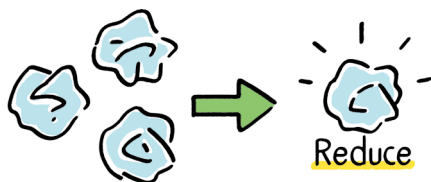
【用語解説】

グリーン購入：製品やサービスを購入する際に、環境を^{こうりょ}考慮して必要性をよく考え、環境への負荷ができるだけ少ないものを選んで購入することです。購入者自身の生活を環境にやさしいものにするだけでなく、供給側の企業に環境負荷の少ない製品の開発を^{うなが}促すことで、経済活動全体を変えていく可能性を持っています。

2. 省エネ・省資源・環境負荷低減

私たちは、企業活動における資源の使用量削減、再利用、廃棄物の削減に努め、環境への負荷を可能な限り抑えます。

- 一人ひとりが職場における無駄の見直しを行い、節電、節水などの省エネ・省資源に取り組みます。
- ペーパーレス化による紙資源の消費削減に取り組みます。
- 廃棄物の3R(リデュース、リユース、リサイクル)に積極的に取り組みます。
- 商品の安全性を保ちながら、食品ロス削減についても積極的に取り組んでいきます。



省エネ・省資源・環境負荷低減に取り組むことが、温室効果ガスの排出抑制や生物多様性の保全などにつながります。循環型社会の形成に貢献できるよう、廃棄物を削減し、資源として有効活用することが必要です。たとえば、商品に対しては容器包装の識別マーク表示などの法令を守ることはもちろん、家庭でのごみ分別を容易にする工夫など、商品がお客様のお手元に届いてからのごみのリサイクルにも配慮します。なお、現在は3Rに加えて、リペア(修理:物品などが破損した場合に修理して再利用すること)やリフューズ(拒否:必要以上に購入しない、もらわないこと)という考え方も広がっており、より幅広い取り組みが望まれます。

【用語解説】

廃棄物の3R

リデュース(削減):使用済みになったものが、廃棄されることが少なくなるように、製造・加工・販売などを行うことです。

リユース(再使用):使用済みになったものでも、廃棄しないで再使用することです。

リサイクル(再資源化):使用できずに、または再使用された後に廃棄されたものでも、再生資源として再生利用することです。

3. 地域社会の環境保全

私たちは、事務所、工場、農場の近隣で生活する方々の健康や安全、地域社会の環境保全などに十分注意を払いながら事業を展開します。

- 物・廃水・悪臭・騒音・大気汚染などに関する法令や自主基準を守ります。
- 様々な環境活動を通して、地域社会との協調・融和に^{つと}努めます。



私たちの事業活動は地域社会に支えられてはじめて成り立つものです。地域社会の一員として、事業活動により生じる環境負荷の低減を図るとともに、環境保全に関する施策を確実に実行する必要があります。環境に関する法令の^{じゅんしゅ}遵守はもとより、近隣^{こうりよ}住民の生活環境を考慮した自主基準を設定し、環境保全水準の向上に取り組みます。

最近「持続可能性」という言葉をよく聞きます。なぜ環境に配慮した取り組みを行う必要があるのでしょうか。

Q なぜ環境に配慮した取り組みを行う必要があるのでしょうか。

A ニッポンハムグループは多岐にわたる食品を製造・販売しており、自然の恵みに感謝し、持続可能な社会の実現に向けて、健全な自然環境と調和のとれた企業活動を推進しています。地球環境や気候変動に配慮し、豊かな自然環境を次の世代以降にも継続的に引き継いでいくことが私たちの責任であり、事業活動から生じる様々な環境負荷を低減していく必要があります。



(行動基準6-1.環境に配慮した商品・サービスの開発とグリーン購入の推進)

町内のごみステーションに一般ごみとして捨てても良いですね。

Q 事業所で少しでも産業廃棄物が発生しました。少しでもなので、町内のごみステーションに一般ごみとして捨てても良いですね。

A 事業活動によって発生した産業廃棄物は、その量にかかわらず、法令に基づいた処理をしなければなりません。事業所で処理方法がわからない場合は、自治体に確認するなどして適切に処理しましょう。町内のごみステーションに限らず、野山や河川敷などへの不法投棄も絶対に行ってはいけません。



(行動基準6-3.地域社会の環境保全)